

一般名処方加算に係る掲示

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたらスタッフまでご相談ください。

■一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。
これにより供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬を提供しやすくなります。

令和6年5月31日まで

一般名処方加算1 7点
一般名処方加算2 5点



令和6年6月1日から

一般名処方加算1 10点
一般名処方加算2 8点